

高圧ガス消費事業者の皆さんへ

高圧ガス容器の取り扱いについて

神奈川県制定の

高圧ガス容器適正管理指針

が改正されました

日頃のご愛顧ありがとうございます。

このたび、県の高圧ガス容器適正管理指針(平成元年9月1日)が**平成13年12月1日に改正**されました。改正の趣旨及び内容は、高圧ガス容器の長期停滯の未然防止を図り、供給事業者や消費事業者による高圧ガスの適正な容器管理の履行によって、放置容器や不明容器の発生を防止するため、これまでの1年以内での容器回収サイクルを6ヶ月以内へと短縮するものです。

高圧ガス容器適正管理指針の概要

(抜粋)

1 目的

高圧ガス容器の放置防止及び放置された高圧ガス容器の迅速・適正な処理による災害の発生防止

2 適用範囲

容器を使用して高圧ガスの製造、販売、消費を行う者及びこれらの関係団体等

3 高圧ガス供給事業者のとるべき措置

- ① 高圧ガスの販売に当たり、容器は原則としては貸与とし、消費事業者にその旨を明示する
- ② 高圧ガス容器は、原則として6ヶ月以上継続して同一の消費事業所に留置しない
- ③ 少なくとも1年間を通じて2回以上消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を調査し
必要な指導を行う等々

4 高圧ガス消費事業者のとるべき措置

- ① 事業所には、**高圧ガス容器管理台帳**を備え、常に高圧ガス容器の受け扱い状況等を管理すること。
- ② 事業所には、高圧ガスに関する保安管理組織を設けて**高圧ガス容器の管理責任者**を置くこと。
- ③ 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器管理責任者が
管理状況を確認すること。
- ④ 使用済みの高圧ガス容器は、**直ちにガス供給事業所に返却すること**とし、残ガスのある容器であっても
原則として6ヶ月以上留置しないこと。
- ⑤ 高圧ガスを取り扱う従業員に対して、1年間を通じて1回以上高圧ガス保安に関する教育を実施すること。
当協会主催による保安講習会(毎年10~11月に実施)をご活用ください。

5 廃棄物処理業者等のとるべき措置

廃棄物の処理にあたる者が放置された高圧ガス容器を発見した場合には、自ら処理することなく、直ちに
高圧ガス放置容器処理機関(→当協会が実施しています)に通報して処理を依頼しなければならない。

高圧ガス供給事業者名